

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【公開番号】特開2019-31470(P2019-31470A)

【公開日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2017-154269(P2017-154269)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/17 (2015.01)

A 6 1 P 1/02 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/17 Z

A 6 1 P 1/02

A 6 1 P 35/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ナチュラルキラー細胞培養上清を含む、抗腫瘍組成物。

【請求項2】

ナチュラルキラー細胞を含まない、請求項1に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項3】

無細胞である、請求項1または請求項2に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項4】

ナチュラルキラー細胞が、健常人に由来する他家のナチュラルキラー細胞である、請求項1～請求項3のいずれか一項に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項5】

前記ナチュラルキラー細胞培養上清が、遠心処理、濃縮、溶媒の置換、透析、凍結、乾燥、凍結乾燥、希釀、脱塩及び保存からなる群から選択される1以上によって処理されたものである、請求項1～請求項4のいずれか一項に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項6】

血清を含まない、請求項1～請求項5のいずれか一項に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項7】

腫瘍が、扁平上皮癌である、請求項1～6のいずれか一項に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項8】

腫瘍が、舌癌である、請求項1～7のいずれか一項に記載の抗腫瘍組成物。

【請求項9】

(1) ナチュラルキラー細胞を培養する工程；および

(2) 前記ナチュラルキラー細胞の培養により得られた培養上清を回収する工程、
を含む、抗腫瘍組成物の製造方法。

【請求項10】

前記ナチュラルキラー細胞を培養する工程において、培養液に血清が含まれない培養を含

む、請求項 9 に記載の抗腫瘍組成物の製造方法。

【請求項 1 1】

ナチュラルキラー細胞が、健常人に由来する他家のナチュラルキラー細胞である、請求項 9 または請求項 1 0 に記載の抗腫瘍組成物の製造方法。

【請求項 1 2】

回収した培養上清に対して、遠心処理、濃縮、溶媒の置換、透析、凍結、乾燥、凍結乾燥、希釈、脱塩及び保存からなる群より選択される少なくとも 1 の処理を行う工程をさらに含む、請求項 9 ~ 請求項 1 1 のいずれか一項に記載の抗腫瘍組成物の製造方法。

【請求項 1 3】

ナチュラルキラー細胞培養上清を含む、NK 細胞を活性化するための組成物。